

1. X 巡査及び Y 警部補等警察官合計 4 名が、降車した甲の前に立ちはだかり、さらに質問をした行為は適法か。

(1) 警職法 2 条 1 項は、「警察官は、異常な挙動その他周囲の事情から判断してなんらかの犯罪を犯し、もしくは犯そうとしていると疑うに足りる相当な理由のある者又はすでに行われた犯罪について、もしくは犯罪が行われようとしているについて知っていると思われる者を停止させて質問することができる」と定めており、職務質問は、犯罪の予防、鎮圧を行うという相当な理由のために、必要最小限度において行うことができる。

本件では、まず、包丁を使用した銀行強盗という重大な犯罪が発生したという、犯人の検挙が緊急の警察職務とされていた状況があった。そして、事件発生時刻から約 30 分後、事件現場から 5 キロメートルの場所に、実際に犯罪の現場にいた従業員 V の供述内容にあった「ナンバーが 0703 で上が白・下がシルバーのツートンカラーの普通乗用自動車」があり、その自動車から降車した甲は、供述内容と同様の、「上着の両袖側面に 3 本の白線の入った紺色のジャージ上下を着た 170cm くらいで中肉中背の男」であった。さらに、本件強盗事件の犯人が盗んだ札束を茶色のボストンバッグに入れていたところ、車の助手席に、茶色のボストンバッグが置いてあるのが見えていたため、バッグにつき質問したところ、甲はそわそわした態度をとっていた。

かかる状況下において、時間的場所的に密着したところに、供述内容と同様の車から降車し、同様の特徴の特徴を有していたうえ、異様な態度をとっていた甲には、本件銀行強盗の犯人としての濃厚な嫌疑が存在しており、甲は「犯罪を犯し」た「と疑うに足りる相当な理由のある者」（警職法２条１項）といえる。よって、甲に質問した行為自体は、職務質問として適法である。

（２） では、降車した甲の前に立ちはだかった行為は適法か。かかる行為は、降車し、どこかへ向かおうとしたであろう甲を、質問のため、静止状態に置く手段であり、「停止」行為にあたる。そこで、職務質問における有形力の行使の可否が問題となる。

ア 確かに、職務質問自体が任意手段である以上、強制手段にあたる有形力の行使は許されないと解する。

もっとも、法が「停止させて」と定めている以上、①強制手段に当たらない有形力の行使については、②必要性、緊急性なども考慮したうえ、具体的状況のもとで相当と認められる限度において、適法と解する。

イ 本件でみるに、警察官等の行使した有形力は、甲の前に立ちはだかるという、軽度なものであり、甲の意思を制圧するようなものではない。よって、強制手段には当たらない（①充足）。

次に、上記（１）で述べた事情・状況が存在していたところに、甲が降車した

ことを照らせば、甲が降車して逃げ出す可能性が高かったと判断できる。

さらに、本件強盗事件の犯人は包丁を所持していたことから、犯罪の鎮圧を早急に行う必要があった。

よって、本件では、有形力を行使する必要性、緊急性があったといえる。

一方、警察官等が行使した有形力は、軽度かつ一時的なものである。

以上から、警察官等の有形力の行使は、具体的状況のもとで相当といえる（②充足）。

（３） よって、警察官等のかかる行為は適法である。

２．次に、X 巡査及び Y 警部補は、甲に対し繰り返しバッグの開披を求めたが、甲が拒み続けたため、甲の承諾がないままボストンバッグのファスナーを開けたところ、一万円 100 枚の札束 18 札束を確認し、さらに、札束を端によけたところ真新しい血痕が付着した包丁 1 本、携帯電話 1 台があるのを発見した。

X 巡査および Y 警部補の、ファスナーをあけ、札束を端によけた行為は適法か。

（１） まず、職務質問に付随する行為は、口頭による質問と密接に関連し、かつ、職務質問の効果を上げるうえで必要性有効性の認められる行為であることを

理由に、『任意手段である職務質問の付随行為として』許容される場合がある」と

し、警職法 21 の職務質問に付随する行為として許容される場合がある。

そして、所持品検査は職務質問の効果をあげるうえで必要性・有効性が認められる行為といえることから、警察官職務執行法 2 条 1 項の職務質問の付随行為として、許されうると解する。

(2) また、所持品検査は、任意手段である職務質問の付随行為として許されるのであるから、原則として、所持人の承諾を得て行うべきである。

しかし、犯罪の予防、鎮圧等といった行政警察目的を達成するためには、承諾のない所持品検査は一切許されないと解するのは妥当でない。

そこで、③搜索に至らない程度の行為は、強制にわたらない限り、④所持品検査をする理由、所持品検査の必要性、緊急性、これによって害される個人の法益と保護されるべき公共の利益との権衡などを考慮し、具体的状況のもとで相当と認められる限度において、例外的に許容されると解する。

(3) これを本件につき検討する。

まず、所持品検査の態様は、ボストンバッグのファスナーを開披し、中を確認したことと、札束を取り出すことなく端によけたにすぎず、バッグに手を入れて探す行為などの、捜査行為に至らない程度の行為であった。そして、これらの行為により、甲のプライバシーを侵害するなどといった、甲への法益の侵害はさほ

ど大きいものではないことから強制にわたる行為でもなかったと判断できる（③充足）。

次に、上記1のような事情が存在していた。さらに、甲の、ファスナーの開披を繰り返し拒み続けたこと、本件銀行強盗に関する質問がなされると黙秘したが顔色が変わると同時に耳を赤くしていたという不審な挙動や、ボストンバッグを外側から触れてみたところ、札束と考えても矛盾しない形状の物が多数入っている感触を得たという事情から、甲の容疑を確かめる緊急の必要じょうなされたものであって、所持品検査の必要性、緊急性が高かったと判断できる。

そして、かかる行為は、甲の意思に反して甲のプライバシーという重要な権利を実質的に侵害する行為ではない一方で、かかる行為によって甲が本件強盗事件の犯人であることが特定出来れば、包丁を所持した強盗事件という重大な犯罪の鎮圧に繋がり、これによって地域住民に平穏を与えるなど、保護される公共の利益は重大である。

以上から、X及びYのかかる行為は、具体的状況のもとで相当であったと判断できる（④充足）。

（4）以上から、X及びYのかかる行為は、適法である。

以上

